主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条ノ 二に定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告理由は、訴訟 法上の主張を憲法違反に借りて主張するものであつて、実質上同条所定の場合に当 らないと認められるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人の負 担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三三年一一月一九日

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官